

工事請負契約等に係る入札参加停止

不正又は不誠実な行為等の再発を防止し、公共工事の受注者としてふさわしくないものを入札から排除し反省を促すため、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項の規定に基づき、以下のとおり、入札参加停止を行いました。

1 入札参加停止の内容

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

2 措置対象業者及び停止期間

項目	措置対象業者
商号	株式会社タクマ
代表者氏名	代表取締役社長 南條 博昭
本店所在地	兵庫県尼崎市金楽寺町2-2-33
停止期間	1か月

3 入札参加停止の理由

株式会社タクマは、令和3年11月7日、同社に派遣された労働者にコンベヤへの給油作業を行わせるに当たり、危険防止の覆いを設ける等の措置を講じないで作業を行わせ、もって機械、器具その他設備による危険を防止するため必要な措置を講じなかったことにより、同人を負傷させた。

このことにより同社は、令和5年8月10日に、東京区検察庁から労働安全衛生法違反により起訴され、同年8月29日に、東京簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

4 停止期間の始期及び終期

令和5年11月9日から令和5年12月8日まで

(参考) 静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号

措置要件	措置期間
業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1か月以上9か月以内